

令和3年度多賀町農業用機械等導入支援 事業費補助金要望調査について

農業従事者の高齢化等による減少および農業用機械の更新に係る経費負担が大きいとため離農を検討せざるを得ない状況等に鑑み、今後の町内の農業を支える担い手不足による耕作農地の遊休地化を防止し、地域の農地保全と農業の継続を図るため、中山間地域農業における農業従事者の確保を目的として、農業者が行う農業用機械の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

令和3年度に事業の活用を希望される方は、多賀町ホームページの資料等をご確認いただき、裏面の期限までに要望書等の必要書類の提出をお願いします。

◆対象者

町内に住所を有する個人および法人で、申請時において次の全ての要件を満たす方

- (1) 2.5ha以上の町内の農地を耕作していること。
- (2) 前号に規定する農地の50%以上が受託地であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。



※受託地：農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業、中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農地中間管理事業、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく貸借権および農作業受委託契約による耕作農地

◆対象機械

トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等購入金額が1件100万円以上の農業用機械

※運搬用トラックまたはGPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供することができるものは除きます。

※原則として、法定耐用年数がおおむね5年以上または残耐用年数がおおむね3年以上の機械等が対象です。

※補助対象とした全ての機械等の導入が、本補助金の交付決定を受けた年度内に完了することが必要です。



◆補助金額等

機械等の種類	補助対象経費	補助率	限度額
トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 その他町長が認める機械または装置	機械等の購入費	定額	5箇年で200万円

※機械等の購入の際に、下取りや国、県その他の機関の補助金による収入がある場合は、その額を減額した額を機械等の購入費とします。

令和3年度多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金

◆その他

○補助金の交付を受けた方は、この補助金の交付を受けた年度の4月1日を基準日とし、基準日から起算して引き続き5年以上、上記対象者の要件を満たす必要があります。

○補助金の返還や取得財産の処分の制限がありますのでご注意ください。

詳しくは、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金交付要綱（令和3年多賀町要綱第8号）をご確認ください。

※多賀町ホームページの資料掲載場所

<http://www.town.taga.lg.jp/>

町HP→各課の窓口→産業環境課→農業→農政

もしくは

町HP→サイト内検索に「多賀町農業用機械等導入支援事業」と入力し検索

- 提出書類
 - (1) 別紙1「令和3年度多賀町農業用機械等導入支援事業要望書」
 - (2) 要綱様式第1号「多賀町農業用機械等導入支援事業計画書」
 - (3) 営農計画書（水稻共済加入申込書）の写し
 - (4) 自己所有農地一覧表
 - (5) 導入予定機械等の見積書
 - (6) 導入予定機械等の仕様書またはパンフレット、カタログ
 - (7) 別紙2「所有機械等調書」

※追加資料の提出をお願いする場合があります。

- 提出期限 令和3年6月21日（月）午後5時まで

- 提出先 多賀町役場 産業環境課



★今回の要望調査は活用希望意向の有無および金額を把握するものであり、補助金の交付を確約するものではありませんのでご了承ください。また、提出後の補助金額の増額・事業内容の変更はできませんので、ご注意ください。ただし、販売者側の事情によるやむを得ない理由がある場合には、同種の同程度の機械への変更を認める可能性もあります（補助金額の増額は認められません）。

（希望者多数の場合は、選定規定を設け決定します。）

【お問い合わせ・提出先】

多賀町役場産業環境課 農政係 TEL 48-8117／有線 2-2021／e-mail:nousei@town.taga.lg.jp